



西岡小安心安全だより

札幌市立西岡小学校
No.1
令和8年6月30日

地域の皆様、そして保護者の皆様には、日頃より子どもたちの安全を見守っていただき、ありがとうございます。

さて、1学期も残り1か月です。車や自転車の通行も多く、子どもたちの行動範囲も広がり、交通事故の危険が一層高まります。改めて御家庭で交通ルールを確認し、出掛ける前に声を掛ける等、引き続き御協力をお願いいたします。

ツルハ横の横断歩道は、通行量が多く事故が起きており、渡るとき注意！

この交差点は、車・自転車の通行量が多く危険。学校側に渡るときは、セブンイレブン手押し信号を渡るように指導しています。車道から離れて、信号を待つように指導。

スクールゾーンの時間帯に通行する車も多い。

スクールガード、交通安全指導員、PTAの見守りがとてもありがたいです。

横に広がったり、道の途中で横断したりする子も見かけます。

普段から車の接触事故やスピードを出す車が多い。

緊急車両が近付いた時には、緊急車両優先であることを指導する。

★命を守る「四つの約束」★



①道路の前で止まる
道路への飛び出しは、死亡・重傷事故につながります。



②車が来ないか見る
信号が青に変わっても左右を確かめてから渡りましょう。



③車の音を聞く
友達とおしゃべりに夢中になっていると車に気が付きません。



④車が通り過ぎるまで待つ
特に横断歩道のない場所では注意！

西玄関前の道路は8時～9時、14時～16時は車の通行はできません。路上駐車も近隣の迷惑になりますので、ご遠慮ください。

下記の点についても十分気を付けるよう、ご家庭でも話し合ってみてください。

- 道路でふざけたり遊んだりしていないか
- 停まっている車と車の間を通過して横断していないか
- 車道にはみだして歩いていませんか。
- 8:15～8:25の登校時間を守りましょう。事故や不審者などに遭った場合、周囲に気付いてもらえるので、安全確保につながります。





西岡小安心安全だより

札幌市立西岡小学校
No.2
令和8年6月30日

自転車に乗る機会も増えています。せっかくの楽しい夏の季節、交通事故によるけがで悲しむことのないよう、御家庭でも、安全な自転車の乗り方やルールなどについて話し合ってくださいよう、引き続き御協力をお願いします。

知っていますか?

自転車安全利用五則

正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。



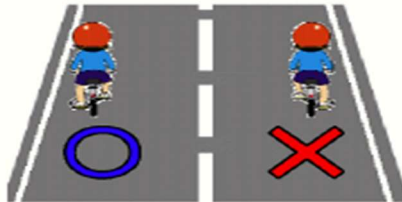
① 自転車は、車道の原則 歩道の例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。



② 車道は左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。



③ 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



④ 安全ルールを守る



飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止
【罰則】
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
※酒に酔った状態で運転した場合



二人乗りは禁止

二人乗りをしてはいけません。
【罰則】2万円以下の罰金又は料料



並進は禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。
【罰則】2万円以下の罰金又は料料



夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつける。
【罰則】5万円以下の罰金



信号を守る

信号を必ず守る。
【罰則】3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは必ず。
【罰則】3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



NO!! こんな運転もやめましょう!

★傘を差しながら・携帯電話を使用しながらの運転
傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で自転車を運転してはいけません。
また、携帯電話で話をしたり、メールをしたりしながらの運転もしてはいけません。

【罰則】5万円以下の罰金



街とともに、人とともに、
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちよう

※改正道路交通法の施行により、年齢に関係なくすべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。頭部を守るためにも乗車用ヘルメットをかぶって自転車に乗りましょう。